

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第 1 3 号

令和 7 年 7 月 1 5 日施行

**長良川漁業協同組合
西濃水産漁業協同組合**

長良川漁業協同組合及び西濃水産漁業協同組合

第5種共同漁業権内共第13号遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、長良川漁業協同組合及び西濃水産漁業協同組合（以下「組合」という。）が共同で有する第5種共同漁業権内共第13号に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あまご、こい、ふな、うなぎ、なまず、うぐい、おいかわ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第4項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣又はたも網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・竿釣 (友釣り、いかり掛け、どぼんこ、ガリを除く)	リール竿3本迄
手釣・竿釣 (いかり掛け、どぼんこ、ガリをいう)	リールまたはリール竿の使用は禁止
たも網	たも網の口径は40cm以下

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の期間はこれを行ってはならない。

漁具・漁法	禁止期間
いかり掛け、どぼんこ、ガリ	1月1日から8月15日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なわなければならない。

魚 種	期 間
あまご	2月1日から9月30日まで
こい、ふな、うなぎ、なまず、おいかわ、うぐい、もくずがに	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示し、公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄の期間中は、ウ欄の遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
境川の岐阜市南長森高田地先高田橋上流端から上流 200 メートルの区域	6月 1 日から 6月 30 日まで	全魚種
大江川の羽島市小熊町地先樋門上流端より上流 200 メートルの区域	4月 1 日から 4月 30 日まで	
境川の羽島市小熊町字東野水門上流端より上流 200mの間	6月 1 日から 6月 30 日まで	

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長	魚 種	全 長
こ い	2 0 cm	ふ な	6 cm
う なぎ	3 0 cm	う ぐ い	1 0 cm
あ ま ご	1 5 cm		

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
雑魚	手釣・竿釣・たも網	800 円	5,000 円	550 円

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
雑魚	18 歳以下	無料	無料	—
	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、75 歳以上・女性・25 歳以下の者	500 円	3,000 円	550 円

- 3 但し長良川漁業協同組合（内共第 1 4 号及び内共第 1 5 号）又は、西濃水産漁業協同組合（内共第 6 号）の遊漁証で遊漁できるものとする。減免者についても同じとする。
- 4 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。その時は各漁協の現場加算料に準ずるものとする。
- 5 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- （1） 承認を受けた者の氏名、住所
- （2） 承認期間
- （3） 魚種
- （4） 漁具・漁法
- （5） 遊漁区域
- （6） 遊漁料の額
- （7） 注意事項
- （8） その他参考となるべき事項
- （9） 発行者名

- 2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
- 3 遊漁承認証の交付は、前条第 4 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行なうものとする。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 4 遊漁者は、第5条に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行なう採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行なうことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- （1） 氏名
- （2） 有効期間
- （3） 注意事項
- （4） その他必要な事項
- （5） 発行者名

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行なわないものとする。

付則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

付則

この規則は、令和7年7月15日から施行する。